

平成 31 年 第 3 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

平成 31 年 3 月 25 日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

平成31年3月25日(月) 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
<del>4番 井口 英昭</del>	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 土屋 澄一	<del>22番 北原 実</del>	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(2名)

4番 井口 英昭	22番 北原 実
----------	----------

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第17号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第18号 農用地利用集積計画の策定について(売買)

議案第19号 現況証明について

報告事項 農地法第5条第1項第7条の規定による転用通知について

○ 事務局職員出席者

事務局長 竹村 正宣

次 長 大野 秀悟  
主 任 出口 大悟  
主 査 井上 幸代

○閉会

午後3時35分

午後3時00分 開会

局長 (竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから平成31年第3回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

会長 (堺澤 豊君)

どうも、改めまして、こんにちは。(一同「こんにちは」)

先ほど無事、家族経営協定の調印式が盛大に終わり、ありがとうございました。

それぞれ担当されて御尽力をいただいた委員の皆さんに改めて感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

家族経営協定も久しぶりに3組という大勢の家族の皆さんに協定を結んでいただいて、大変ありがたいなど、そんなふうに思っています。

さて、3月、年度末になります。いよいよ陽気も暖かくなって、どうもことしは桜の開花も若干早いようですが、どうも朝晩冷え込みもあるので、どうなのかなあと、そんなふうに思っております。

農家の皆さん、もうすぐモミの消毒から始まって農作業の本当に忙しい時期に入っています。それぞれ年度末の切りかえですんで、農作業だけじゃなくて、それぞれの組織、あるいは区や自治会、それぞれがみんな切りかえになりますんで、そんな点では本当に忙しい時期かなというふうに思っております。

きょうは、2時から家族経営協定をやりましたので、あと、総会と協議会ということになりますけれども、それぞれ慎重に御協議をいただくようお願いを申し上げて、簡単でありますけれども、一言ごあいさつにさせていただきます。

よろしくをお願いします。

局長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を21番 米山茂寿委員、お願いします。

21番 (米山 茂寿君)

初めに、私の一言ですが、うちのというか、私の家の水田のほうも4反歩ぐらいで、周りに比べると小規模というか、少ないほうです。それで、私が小学校3・4年のころ、稲刈りを手伝っていたころ、ふと小さいときに思ったことは、できれば1町歩ぐらいやってみたいなという感じがありました。それで、仕事柄上ゴルフを私はやっておりますが、近くの人と一緒に回るわけですが、

その人が5年ぐらい前に心臓の手術をするということで、1町歩ぐらいつくって欲しくないかということで頼まれました。それで、小さいときの思いがあったせいか、引き受けるようにしたわけですが、今現在は会社に行きながら3町歩やっております。それで、最初のころは、だんだん増えた関係で、ハウスの関係、それと、あと農機具の関係、大分投資をしましたので、できるだけ収穫を畝取りぐらいとらなければいけないと思って何とかやってきました。それで、去年といい、ここ2年ぐらいは、畝取りぐらいはとれるように何とかなりました。これからは、品質の関係を重視して取り組んでいきたいと思っております。以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませさせていただきますので、続いてお願いします。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （堺澤 豊君）

それでは、これより平成31年3月1日付、告示第12号をもって招集した平成31年第3回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

4番 井口英昭委員、22番 北原実推進委員より欠席の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において2番 赤羽明人委員、3番 酒井一義委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 （出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページの左側をごらんください。

5-1で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXXの西1筆1,421㎡になります。

1 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅。

理由でございますが、譲受人は、住宅を建築して販売するため当地を取得したい、譲渡人は、自身で耕作できず耕作者に依頼しており、今後も耕作できる見込みがないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 31 年 1 月 28 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■ありということでございます。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 2 ページ右側をごらんください。

5-2 で表示した場所になります。

福岡区、■■■■の東 7 筆 5, 105 m<sup>2</sup>になります。

1 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は、医薬品配置販売をなりわいとしていたが、業界の将来を考え、新たに太陽光発電事業に参入し、今後の安定した会社経営に努めたいと考えたため当地を取得したい、譲渡人は、健康面の問題により農業に従事することができず、後継者もいないため、また耕作地が袋地で農作業用機械が利用できず耕作ができない状況であるため、譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種住居地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 3 ページ左側をごらんください。

5-3 で表示した場所になります。

福岡区、■■■■の東 4 筆 394. 29 m<sup>2</sup>になります。

1 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、通路、駐車場。

理由でございますが、譲受人は、自営業として印刷業を営んでおり、来客用の駐車場を設置する必要があるため当地を取得したい、譲渡人は、高齢で農業を縮小したいため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種住居地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 4 番となりますが、場所につきましては 3 ページ右側をごらんください。

5-4 で表示した場所になります。

市場割区、[REDACTED]の北東1筆 500 m<sup>2</sup>になります。

1 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は、現在借家住まいであり、祖父の所有地に住宅を建築したいと考え当地を所得したい、譲渡人は、高齢であり、健康上の理由により農業を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成31年1月28日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上4件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

2 1 番 (米山 茂寿君)

1 番の中割の[REDACTED]の西になりますが、[REDACTED]さん、長男ですが、弟さんのうちを取得したいということで、[REDACTED]さんのほうに建売で3区画なっておりますが、それで1件は弟さんが住むということで、何も問題等はないかと思えます。1年前ぐらいに、これも出てきて説明したと思えます。

会 長 (堺澤 豊君)

2 番 3 番。

1 1 番 (西村 功君)

地図を見ていただければと思えます。今、会長さんからお話があったように2番3番ということで、場所としては同一の場所になります。

それで、5-2 のほうですが、ごらんいただいたように太陽光ということで、こちらについては、地元関係者への説明を2回ほど開催して、合意を得て、地元の自治組合とは協定書を締結しております。また、隣接する農地の合意も得ているということ、さらには、排水計画についても中田切の水利組合へ説明をして、了承を得ているというような結果から、問題ないかと思えます。

それから、5-3 につきましては、そこにありますように、[REDACTED]さん、通称[REDACTED]ですが、その事業用の駐車場というのがないということで、これについては、一連の太陽光の説明において、隣地ということの中で調整をされまして、こういう土地利用が図られるというような形の計画になってまいりました。来客用の駐車場という必要性も非常にあるということで理解をしております。

16番

以上です。

(氣賀澤 道雄君)

4番ですが、ここにありますように、この土地は祖父の方が外に出られた外孫の■■■■さんの孫に土地を譲るというもので、この■■■■さんにつきましては、市場割の住人でありますけども、ここに南割区とありますのは多分施設に入られているのかなという理解ですが、先日亡くなられてまして、本人は農業をしませんけれども、息子さんがやっているわけですけども、一応この孫への贈与という形で土地の移転が行われるということですので、問題ないと思います。ただ、手続上の、亡くなられたってということで、生前にもう全ての贈与の手続が終わっているかどうか確認できませんけれども、農振除外になって農転されたということからしますと、問題ないと理解しております。

以上です。

会長

(堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

事務局にちょっと確認したいんですけど、譲渡人の■■■■さん、住所は南割区■■■■になっているけど、これでいいですか。

主任

(出口 大悟君)

今、御実家のほうではなくて、■■■■のほうに入られているようでしたので、住所がそちらのほうになっておりましたので、申請書の住所もそちらのほうでしたので、このようになっております。

会長

(堺澤 豊君)

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

(堺澤 豊君)

なければ、議案第15号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長

(堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第16号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。



次 長 (大野 秀悟君)  
それでは、議案書 4 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、平成 31 年 4 月 1 日付の公告でございます。  
期間終期別の細目につきましてはごらんをいただきまして、合計で田んぼが 6 万 1,435 m<sup>2</sup>、畑が 2,096 m<sup>2</sup>、樹園地が 3,794 m<sup>2</sup>で、計が 6 万 7,325 m<sup>2</sup>、貸し手が 23、借り手が 16 でございます。

2 番 3 番の表につきましてはお目通しをいただきまして、5 ページから 8 ページまでに個別の詳細が載っておりますので、御確認ください。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)  
議案第 16 号について質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。——それぞれ担当する地区の確認をしてください。

[各自黙読]

会 長 (堺澤 豊君)  
質問、御意見がなければ、議案第 16 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 16 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、  
議案第 17 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)  
それでは、議案書 9 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表をごらんください。  
まず公告年月日でございますが、平成 31 年 4 月 1 日。  
期間終期別の細目につきましてはごらんいただきまして、合計で田んぼが 2 万 7,104 m<sup>2</sup>、畑が 7,703 m<sup>2</sup>、合計で 3 万 4,807 m<sup>2</sup>でございます。  
貸し手が 13、借り手が 1 となります。

10 ページから 12 ページが利用権設定をする各筆の明細となっております。  
権利の種類につきましては、それぞれ御確認ください。

以上につきまして御審議をお願いいたしまして、審査、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、13 ページから 15 ページにあります利用配分計画にある担い手へ記載の内容で貸し付け予定でございますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 17 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 18 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)

それでは、議案書 16 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し、御提案とさせていただきます。

なお、3 月 7 日に農地あっせん審査会を開催しておりますので御報告いたします。

それでは、農用地利用集積計画総括表をごらんください。

まず公告年月日でございますが、平成 31 年 4 月 1 日付で、合計でございますが、田んぼが 3 筆 7,349 m<sup>2</sup>でございます。

売り手が長野県農業開発公社のため 1、買い手が 2 でございます。

17 ページの所有権移転一覧表をごらんください。

まず 1 番でございますが、長野県農業開発公社から中沢区の■■■■さんが買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引き渡しの時期は、それぞれ平成 31

年4月15日ということで、対価につきましては[ ]円でございます。

取得後の利用目的につきましては、水稻の予定でございます。

売買対象地につきましては、18ページの18-1で表示した場所になりますけれども、こちら、[ ]の南東になります。

続きまして、17ページにお戻りいただきまして、2番でございますが、長野県農業開発公社から上赤須の[ ]さんが買い受けるというものでございます。

所有権の移転の時期、対価の支払い時期、売り渡しの時期は、それぞれ平成31年4月15日ということで、対価につきましては[ ]円でございます。

取得後の利用目的につきましては、水稻の予定でございます。

売買対象地につきましては、18ページの18-2で表示した場所2カ所になりますが、上赤須の[ ]の南東になります。

以上2件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

ここで、3月7日に行われた農地あっせん審査会の審査会長の土屋委員さんから補足説明をお願いいたします。

20番 (土屋 澄一君)

補足といいますが、そんなにないわけでございますけれども、3月7日に対価の支払い時期と、その辺の締結を結びまして、本年の4月15日に引き渡しという段取りでございます。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明を1番から順次お願いします。

中沢の委員さん、1番は……。井口委員さんですか。本日は欠席のため、2番。

3番 (酒井 一義君)

2番について説明しますと、買い受ける[ ]さんでありますけれども、[ ]さんは認定農業者であり、田んぼをまだ広くしたいというような意向を持っておりますので、これはこれでいい形になったのかなというふうに思っております。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第18号について原案どおり可決することに御異議ございま

せんか。

会 長      〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
          (堺澤 豊君)  
          御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号 農用地利用集積計画の策定  
          について(売買)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

          続いて、

          議案第 19 号 現況証明について

を議題といたします。

          提案理由の説明を求めます。

主 任      (出口 大悟君)

          それでは、議案書 19 ページをお開きください。

          現況証明について御説明をし、御提案とさせていただきます。

          合計 2 件でございます。

          1 件目でございますが、場所につきましては 20 ページ左側、現況証明-1 で  
表示した場所になります。

          地区につきましては、下平区、                    の北西 2 筆 128 m<sup>2</sup>になります。

          19 ページにお戻りください。

          施設等ですが、宅地敷地ということで、大正以前から宅地として使用されて  
おり、提出されました旧土地台帳、国土地理院航空写真などにより確認できた  
ほか、地元農業委員、事務局で現地確認済みでございます。

          2 件目でございますが、場所につきましては 20 ページ右側、現況証明-2 で  
表示した場所になります。

          地区につきましては、東伊那区、                    の西 1 筆 228 m<sup>2</sup>になります。

          19 ページにお戻りください。

          施設等ですが、墓地敷地ということで、昭和 47 年以前から墓地として使用  
しており、提出されました航空写真等により確認できたほか、地元農業委員、  
事務局で現地確認済みでございます。

          以上 2 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長      (堺澤 豊君)

          地元委員さんの補足説明をお願いします。

24 番      (宮下 修君)

          1 番の下平の関係ですが、現場へ行ってもらおうとわかるんですが、この横に  
道路が通っておりまして、もう本当に間になっているということで、これが、  
まさか現況証明をとらないとならないのってというような感じでございますの  
で、そういう形で、宅地の敷地ということでよろしいかと思えます。

8 番      (村上 英登君)

2 番ですが、湯澤委員さんと現地を確認したところ、大正 5 年建立の墓石もあり、明治時代から墓地として使われていたと思われま

なお、申請人は、元農業委員で、昔から現況証明をやりたいと思っていたところ

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 19 号について原案どおり可決することに御異議ござい

せんか。

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 19 号 現況証明については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

次に、

報告事項 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用通知についてを事務局から説明願います。

主 任 (出口 大悟君)

そうしましたら、21 ページになりますが、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届け出がございましたので報告させていただきます。

今回の件につきまして、場所は 22 ページの左側をごらんください。

報告事項-1 で表示した場所になります。

町 4 区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 417 m<sup>2</sup> のうち 3.6 m<sup>2</sup> になります。

21 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、携帯電話の無線基地局が 1 棟。

理由でございますが、申請人は、通信エリア拡充のため無線局を設置したいというものでございます。

以上、御報告をいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

10 番 (堀 敏君)

現地は、伊南バイパスのXXXXXXXXXX から西へ 50m ほど入ったところ

でございます。現況は、自家用の菜園として畑になっております。

所有者の■■■■様の弟さんが現在耕作をしております。  
地上設置型の基地局で、環境面等の影響もないというので、特に問題はない  
というふうに判断をいたします。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

この件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、報告事項ですので、説明のとおり御承知おき願いたいと思います。

以上をもちまして総会に付議された議題については審議が終了しました。

これにて平成31年第3回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時35分 閉会